

国際収支統計における仲介貿易の扱いについて

～グローバル化のよりの的確な把握に向けて～

Treatment of Merchanting in Balance of Payments Statistics: For a Better Understanding of Globalization

京都大学大学院総合生存学館特定教授 成城大学社会イノベーション学部教授
武田英俊 TAKEDA, Hidetoshi, 後藤康雄 GOTO, Yasuo

1. はじめに

近年、経済のグローバル化の進展に伴い、企業の経済活動は国境を越えて世界中に拡大している。例えば、製造業では多くの企業が海外に生産拠点を有しているほか、部品や原材料の調達先、製品の販売先も拠点の立地を越えて世界中に広がっている。非製造業においても、海外に販売・仕入れ拠点を持つ卸・小売企業は数多く、海外で調達した商品をそのまま海外の販売拠点に供給することも珍しくない。

こうした状況の下、企業のグローバルな活動を的確に把握し、景気等に与える影響を分析することの重要性が高まっている。そのためには適切なデータがタイムリーに提供されなければならない。国際収支統計 (Balance of Payments: BOP) は、一国のクロスボーダーの取引を包括的に記録するものであり、こうした分析ニーズに有用なデータを提供している。中でも、経常勘定の構成項目である「仲介貿易 (merchanting)」は、国際的に確立された定義に基づき、自国内に拠点を有する企業が行う外国間の取引 (三国間貿易) を計上するものであり、分析上、重要性が高い。

もっとも、仲介貿易では、対象となる財が自国の国境を通過しないため、一般的な輸出入と比べて取引の正確な捕捉が難しい¹⁾。また、国際収支

統計の概念上も、所有権移転原則に従って財の取引とすべきとの意見と取引の仲介サービスとしてサービスとすべきという意見が対立してきた。

国際収支統計に関する現行の国際基準は、2009年に公表された国際収支マニュアル第6版 (BPM6)²⁾であるが、その作成過程においても仲介貿易の扱いが議論となり、第5版と比べて概念上の位置付けおよび計上方法が大きく変更された³⁾。しかしながら、現行の計上方法は意見が対立する中での妥協の産物という色彩が強い。とくに仲介貿易の対象となる財貨の購入 (仕入れ) をマイナスの輸出に計上することとした結果、概念上分かり難いことに加えて、国別データの歪みを生じさせる等、企業の国際的な取引の適切な反映という本来の目的に照らして問題があると言わざるを得ない。こうした状況を放置すれば、企業のグローバルな活動の実態を把握することが難しくなり、その結果、適切な産業政策の立案や、効果的な規制の発動等が妨げられる恐れがある。BOPにおける仲介貿易の扱いについては、近い将来に機を捉えて見直すことが適当である。

本稿では、まず、国際収支マニュアルにおける仲介貿易の扱いについて、BPM6作成時の議論も含めて整理する。次に、BPM6が規定する現行の仲介貿易の取扱いの問題点を指摘する。そのうえで、そうした問題を回避するための見直しの方向

性を提示する。

2. BOP における仲介貿易の扱い

(1) 仲介貿易とは

BPM6 は、仲介貿易を「居住者が非居住者から財貨を購入することと、その後、同一の財貨を他の非居住者に転売することの組み合わせであって、取引の全過程を通じて、対象となる財貨の自国内への物理的な持ち込みがないもの」と定義している (paragraph 10.41)。ここでは、B 国の居住者 (B) が非居住者 A および C を相手に仲介貿易を行う場合を考える (図表 1)。対象となる財貨の所有権は A 国内の非居住者 A から B 国の居住者 B に移り、転売によって C 国内の他の非居住者 C に移転する。一方、対象となる財貨は、物理的には非居住者 A から非居住者 C に直接移動し、居住者 B が当該財貨を物理的に保有することはない⁴⁾。

仲介貿易の形態をとる取引には、様々なものが含まれる。主要なものとしては、①製造業の国際水平分業に伴う取引、②国際卸・小売に伴う取引、③国際商品ディーリングが挙げられる。それぞれについて、やや具体的に述べると以下の通り。

① 製造業の国際分業に伴う取引：例えば、A 国に部品の調達拠点、C 国に組立工場を持つ B 国企業が、A 国で調達した部品を直接 C 国の組立工場に提供するケースである。部品の所有権は調達時点で A から B に移り、さらに転売により C に移る。

② 国際卸・小売に伴う取引：例えば、A 国に穀物の調達先、C 国に穀物販売先の顧客卸売業者をもつ B 国の卸売業者が、A 国で調達した穀物を直接 C 国の顧客業者に販売するケースである。所有権の移転については、①と同じ。

③ 国際商品ディーリング：対象財貨の価格変動により売買利益を得ることを目的とする取引。例えば、B 国の石油取引業者が、産油国 A から購入した原油を、価格上昇を受けて石油消費国 C に転売して差益を取るようなケースである。商品ディーリングの多くは派生商品を利用している (その場合には BOP 上、金融勘定—金融派生商品に計上される) が、現物を利用した取引も行われており、こちらは仲介貿易に計上される。

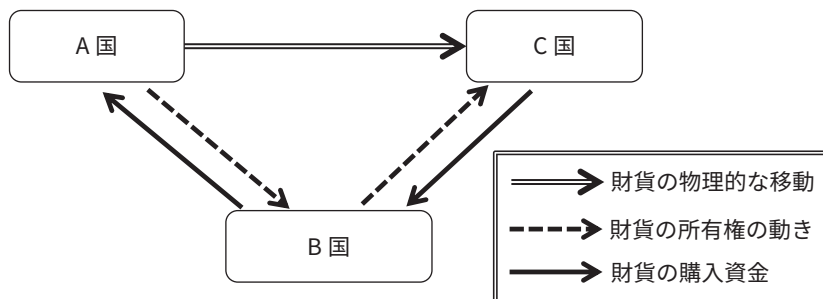
上記の取引は、いずれも仲介貿易として統計上は区別せずに扱われているが、経済的な性質がかなり異なる数種の取引が、一つの項目にまとめて計上されていることが分かる。

(2) 国際収支マニュアルにおける仲介貿易の扱い

仲介貿易に該当する国際取引はかなり以前から相応の規模で存在しており、第二次世界大戦後に BOP に関する国際基準として作成・公表されてきた国際収支マニュアルは、全ての版で仲介貿易に関する規定を置いている。

その一方で、仲介貿易の取引に関する原データの収集が容易でないという実務上の問題に加え、統計上の扱いに関する概念上の対立もあって、国際収支マニュアルにおける扱いもかなりの変遷を

図表 1 仲介貿易のイメージ図*



*筆者作成。

図表 2 国際収支マニュアル各版における仲介貿易の扱い*

BPM 版番号	計上方式（ネット／グロス）	BOP における計上項目
BPM1 (1948 年)	財貨 (merchandise) にネット計上 (売買差額を計上)	財貨－その他取引
BPM2 (1950 年)	財貨にグロス計上 (仕入を輸入, 転売を輸出に計上)	財貨－その他取引
BPM3 (1961 年)	財貨にネット計上 (売買差額を計上)	海外での財貨取引 (merchandise transactions abroad)
BPM4 (1977 年)	その他財貨・サービス・所得 (other goods, services and income) にネット計上 (売買差額を計上)	その他財貨・サービス・所得
BPM5 (1993 年)	サービスにネット計上 (売買差額を計上)	ビジネス・サービス
BPM6 (2009 年)	財貨にグロス計上 (ただし, 仕入れは輸入ではなく, マイナスの輸出として扱う)	財貨－仲介貿易財貨 (goods under merchandising)

* United Nations [2011], Table 6.2 に基づいて筆者作成。

辿ってきている (図表 2)。

(3) BPM5 における扱いと問題点

2008 年まで BOP に関する国際基準であった BPM5 は、仲介貿易を対象財貨の購入先と最終販売先との間の取引を仲介するブローカー的なサービスと見做し、仲介貿易の対象となる財貨の購入価額と転売価額の差額を仲介貿易サービス (財貨の仲介サービス) の提供 (輸出) に計上すべきと規定していた (BPM5 paragraph 262)。

しかしながら、こうした取り扱いについては、A) BOP の大原則である所有権移転原則に反する、B) 転売価格の下落等に伴い、仲介貿易サービスの値が負となる (「負のサービスの提供」を計上) ことがあるといった統計上の概念に関わる問題に加え、C) BOP 等の統計データに不整合が発生する、D) 統計と企業財務データとの不整合が発生する、E) 製造業の国際的な分業等の実態把握が難しいといったデータの有用性の観点からも数々の批判が提起されていた⁵⁾。

これらの批判をやや詳しく見ると、以下の通り。

A) 所有権移転原則⁶⁾からの逸脱

仲介貿易の対象となる財貨の所有権は、仲介貿易業者である居住者を經由して、ある非居住者から別の非居住者に移転する。したがって、仲介貿

易をサービスとする扱いは、BOP における大原則である所有権移転原則の数少ない例外⁷⁾であった。

この点、BPM5 は、取引の対象となる財貨が物理的に国内に出入りしなくても、所有権の移転があれば、輸出入 (貿易収支) に計上すべき (paragraph 208) との原則を規定する一方で、財貨の保有が一時的な (temporary) 場合には当該財貨を輸出入に計上すべきでないという規定 (paragraph 207) を置くことで、仲介貿易に関する扱いを正当化していた。

しかしながら、こうした扱いについては、temporary な保有とそうでない保有の区別が曖昧であり、所有権移転原則の例外とする根拠としては薄弱との批判があった (例えば、Bank of Japan [2004])。

そもそも、マクロ経済統計の体系を貫く大原則からの乖離については、特段の正当化事由がない限り慎重であるべきである。仲介貿易に一定のブローカーサービス的な要素が含まれるのは確かだが、それだけの理由で所有権移転原則の例外扱いとすることには、やや無理があるというべきであろう。

B) 統計と企業財務データの不整合の発生

仲介貿易業者が仲介貿易の対象となる財貨を購

入すれば、その時点で当該財貨の所有権は仲介貿易業者に移り、同業者のバランスシートに資産として計上される。一方、仲介業者所在国の BOP および国民経済計算（殆どの国で BOP が海外取引に関する主要なデータソースとなっている）では、こうした在庫は資産として計上されない。また、当該財貨を売却した A 国の企業は売却に伴って当該財貨を自社のバランスシートから落としてしまう。その結果、「所有者のいない在庫」があとに発生することになる。これは、仲介貿易を所有権転移原則の例外としたことに起因する問題である。

C) 負の仲介貿易（負のサービスの提供）の発生

BPM5 ベースの BOP においては、仲介貿易が負の値を計上するケースが散見された。負の仲介貿易の発生要因は多岐にわたるが、主なものとしては、①転売時期の期ずれ、②商品ディーリング等における対象商品の値下がりに伴う売却損の発生、③仕入地での在庫積み上げ、等が挙げられる。これらを図示すれば図表 3 の通り。

BPM5 が採用している仲介貿易の計上方法を前提とすれば、上記の場合に仲介貿易の値が負となるのはやむを得ない⁸⁾が、「負のサービス」が何を意味するのか概念的に分かり難い。B 国所在の仲介貿易業者は財貨の仲介によって A 国および C 国の取引相手に便益を提供しており、対象商品の転売によって損失が発生したとしても、「負のサービス」が生産された（提供された）と考えるのには無理があろう。

D) 統計データの不整合の発生

BPM5 ベースの BOP において、仲介貿易業者が所在する B 国は図表 4 の取引を仲介貿易としてサービス収支に計上する。一方、A 国では対象財貨の所有権は B 国の仲介貿易業者を経由して C 国に移転する一方、当該財貨は物理的には直接 C 国に移動する。一般に、通関した財貨は確実に捕捉されるが、通関当局はそれが通常の輸出なのか、仲介貿易に伴うものなのか分からないため、A 国では C 国向けの財貨の輸出（貿易収支）に計上されてしまう。同様に C 国では A 国からの財貨の輸入（同）に計上される。

このように、仲介貿易サービスが計上されるのは、仲介貿易業者の所在国のみであり、また、計上されるのはサービスの輸出のみ（輸入はどの国でも計上されない）である。こうした計上方法では、二国間データの不整合が発生するほか、全世界の仲介貿易を合算してもゼロにならない（輸出入がバランスしない）。その結果、上位項目であるサービス収支、経常収支等も輸出入がバランスしないといった統計上の不整合が不可避免的に発生する。こうした不整合はグローバルな観点からみて BOP や国民経済計算の精度を損なうと考えられる。

E) 製造業の国際分業等の実態把握が困難

さらに、冒頭に述べたようにグローバル化の進展によって製造業の生産工程が国際的に分業されており、こうした状況を正確に把握できるデータの有用性が高まっていた。しかしながら、輸出入の差分をサービスとして計上する BPM5 の計上方法では、買入れ額の規模や買入れ先が統計に表現されないため、国際分業の実態が統計に反映されないという限界があった。

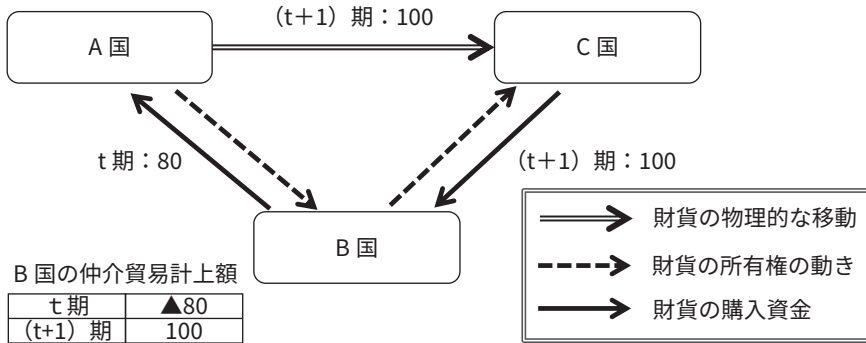
(4) BPM6 における仲介貿易の取り扱い

上記の数々の批判を受けて、2002 年～2008 年にかけての BPM5 改訂プロジェクトの中で、仲介貿易の扱いについて活発な議論が交わされた。

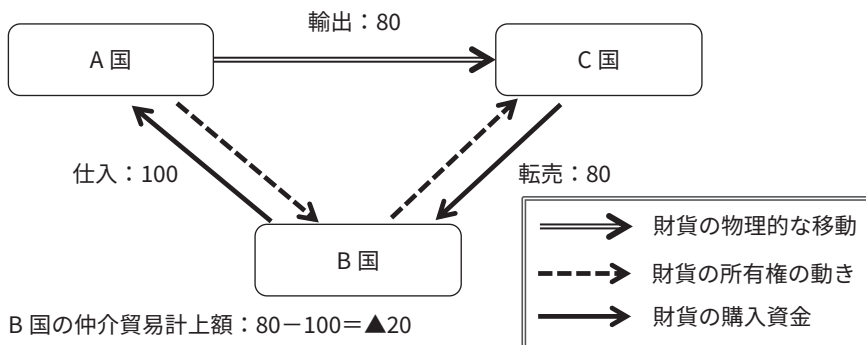
議論の嚆矢となったのは、日本銀行が 2004 年に BOPTTEG⁹⁾ 会合に提出した報告（Bank of Japan [2004]）であり、翌年にかけての 2 回の BOPTTEG 会合には、IMF 統計局スタッフから論点および対応方針をより整理した報告（Takeda [2004], 同 [2005]）が提出された。これらの報告では、BPM5 が規定する仲介貿易の計上方法に伴う主な問題点を指摘したうえで、BPM6 では、①仲介貿易をサービスではなく財貨（貿易収支）に計上する、②売買差額をネット計上するのではなく、仕入れ・転売をそれぞれ財貨の輸入・輸出にグロス計上する、③仲介貿易に伴う財貨の輸出入を通常の財貨の取引と区別するため、財貨の内訳項目として新規に「仲介貿易財貨」（goods under merchanting）を設けることが提唱され

図表3 BPM5 ベース統計で仲介貿易が負となるケース*

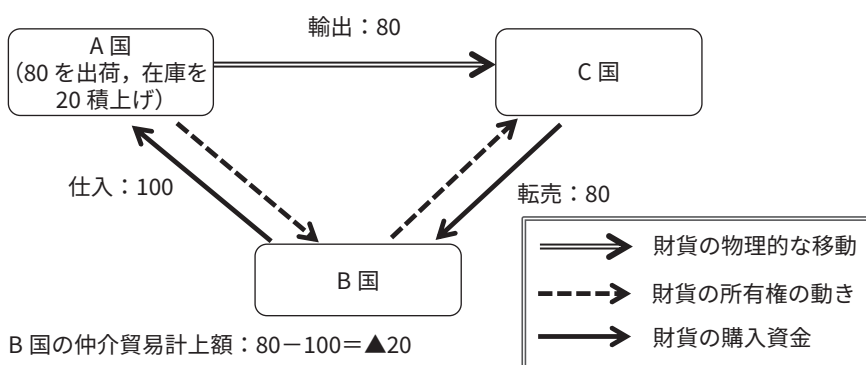
①商品の仕入れと転売の期ずれ
 ●t 期に A 国より 80 の商品を仕入れ、翌 (t+1) 期に C 国に 100 で転売するケース。



②対象商品の値下がりに伴う売却損の発生
 ●A 国より 100 の商品を仕入れ、C 国に 80 で転売するケース。

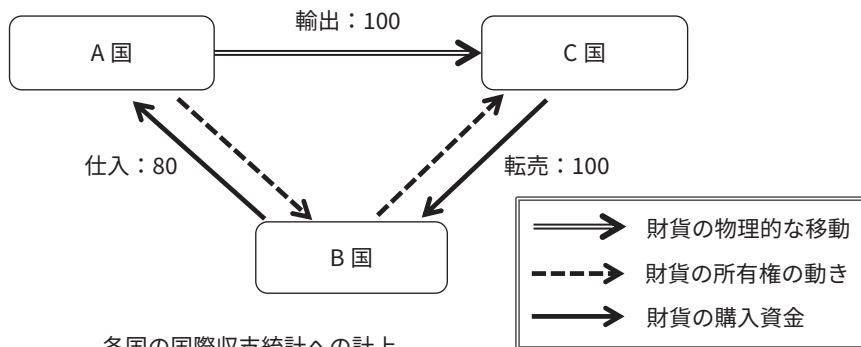


③仕入地での在庫積み上げ
 ●A 国で仕入れた 100 の商品のうち 20 を在庫として A 国に積み上げ、80 のみ C 国に転売するケース。



*筆者作成。

図表 4 仲介貿易における各国データの不整合のイメージ*



各国の国際収支統計への計上

	計上項目	計上額
A国	財貨・輸出	100
B国	サービス・仲介貿易・輸出	20
C国	財貨・輸入	100

*筆者作成。

た¹⁰⁾。

仲介貿易を財貨の輸出入として貿易収支にグロスベースで計上することで、2. (2) で指摘された問題点は、2 国間の財貨（貿易収支）データの不整合を除き¹¹⁾ ほぼ回避することができる。一方で、仲介貿易を引き続きサービス（ブローカー的な財貨の仲介サービス）と考えるべきとする意見も根強く、BPM6 作成のプロセスの中でその後数年間にわたって、IMF 国際収支委員会 (BOPCOM)¹²⁾ を中心に様々な場で活発な議論が展開された¹³⁾。意見は容易には収斂しなかったが、2006 年 1 ～ 2 月の Advisory Expert Group (AEG)¹⁴⁾ 会合において様々な意見を踏まえて妥協案が纏められ、BPM および国民経済計算体系 (System of National Accounts: SNA) 改訂に関する時間的制約も踏まえ、この後 AEG の案に沿って新マニュアルにおける仲介貿易の扱いが固められていった。

こうした議論を経て、BPM6 における仲介貿易の計上方法は、以下の通り BPM5 から大幅に変更された、(BPM6 paragraph 10.44)。

- ① 仲介貿易を所有権の移転を伴う財貨の売買取引と整理し、計上項目をサービスから財貨に変更（所有権移転原則の徹底）。
- ② 計上ベースをネット（売買差額を輸出に計上）

からグロスに変更。

- ③ 仲介貿易の対象となる財貨の購入は仲介貿易業者が所在する国の「負の輸出」に計上¹⁵⁾。同財貨の転売は、同国の「正の輸出」に計上。
 - ④ 売買差額を、新項目である「仲介貿易財貨のネット輸出額」(net exports of goods under merchanting) に計上。
- これを図示すると図表 5 の通りである。

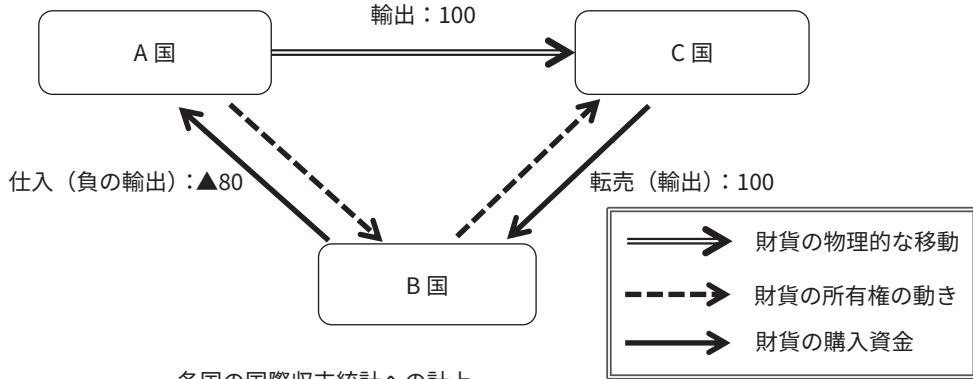
3. BPM6 における仲介貿易の取り扱いの評価と課題

(1) BPM6 における仲介貿易の取り扱いの評価

BPM6 で採用された仲介貿易の新しい計上方法は、BPM5 の計上方法と比較すれば、①所有権移転原則が適用される（大原則からの例外扱いの見直し）、②（①の結果）統計と企業財務データが整合的となる、③統計データの国際的不整合が改善するなど、大きく改善されたと評価することができる。

一方、仲介貿易の対象となる財貨の購入を「負の輸出」として計上すべきとしたことにより、様々な問題が生じている。この点は機をとらえて見直すべきであろう。

図表 5 BPM6 が規定する仲介貿易（イメージ）*



各国の国際収支統計への計上

	計上項目	計上額
A 国	一般財貨・輸出	100
B 国	財貨・仲介貿易財貨・輸出	100
	財貨・仲介貿易財貨・負の輸出	▲80
	財貨・仲介貿易財貨のネット輸出額	20
C 国	一般財貨・輸入	100

*筆者作成。

(2) BPM6 における取扱いの問題点

BPM6 において、仲介貿易の対象財貨の購入を「負の輸出」に計上すべきとしたことに伴う最大の問題は、仲介貿易の輸出全体または国別輸出の計数が過少計上となり、場合によっては負となる可能性があることである。これは正確なデータの捕捉が難しいといった実務上の問題¹⁶⁾ではなく、BPM6 が規定する計上方法そのものに起因する概念の問題である。

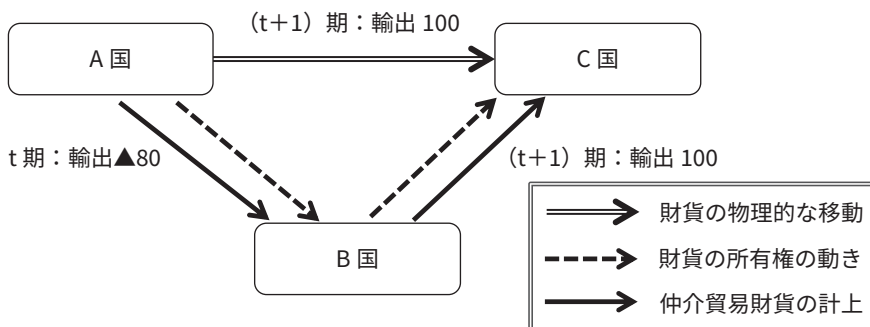
例えば、ABC の三国間において統計計上期間

を跨ぐ取引、具体的には B 国に所在する仲介貿易業者が、 t 期に A 国から 80 で購入した財貨を、 $(t+1)$ 期に C 国へ 100 で転売するケースを考える（図表 6）。

この場合、 t 期、 $(t+1)$ 期の B 国の仲介貿易財貨への計上¹⁷⁾は図表 7 の通りであり、B 国は t 期に対 A 国および全体の仲介貿易財貨の輸出が負となる。

ここで留意すべきなのは、①こうした事態は、仲介貿易財貨の購入・転売が統計対象期間を跨ぐ

図表 6 BPM6 の計上方法で財貨の負の輸出が発生するケース*



*筆者作成。

図表 7 B 国の仲介貿易財貨の計上*

	t 期	(t + 1) 期
対 A 国	▲ 80	0
対 C 国	0	100
合計	▲ 80	100

*筆者作成。

ケースだけでなく、BPM5 下と同様に、転売価格が購入価格を下回る場合には、「負の財貨」の輸出が発生する可能性があること、②二国間ベースでは、部品等の供給拠点が存在している国（国際分業において主に部品等の調達先となる）や国際商品の産出国（商品ディーリングにおいて取引対象となる商品の仕入れ先となる）に対して、頻繁に仲介貿易財貨の「負の輸出」が発生する可能性があることである。

既に述べたように、BPM5 における仲介貿易の扱いに対する主要な批判の一つは、場合によって「負の仲介貿易サービス（の輸出）」が計上されてしまい、統計概念上、理解が難しいということであった。「負の財貨の輸出」についても、概念上、理解が難しい点は同じであり、何らかの手当てが必要である¹⁸⁾。

また、仲介貿易財貨の輸出が負とならない場合でも、仲介貿易財貨・輸出への計上額は対象財貨の購入分小さくなるため、実態の把握が難しくなる。BPM5 改訂の際には、製造業の国際分業の実態を把握しやすくすることが仲介貿易の計上方法を見直す理由の一つとなっていたが、対象財貨の購入（仕入）を負の輸出とすることで、当該貿易の国別計数が国際分業の実態を適切に表現しなくなっており、所期の目的達成の妨げとなっている。この点、仲介貿易財貨の正の輸出（転売額）と負の輸出（対象財貨の購入分）をそれぞれ公表することが推奨されているため取引実態の把握は可能であろうが、そういった特別な扱いをするよりも、初めから購入分を輸入として計上する方が分かりやすいであろう。

上記を数値例に即して言えば、B 国所在の仲介貿易業者甲が A 国から部品を 50 仕入れて他国に

転売する一方、同じく B 国所在の仲介貿易業者乙が他国から仕入れた部品 50 を A 国に転売した場合には、B 国の A 国向けの仲介貿易財貨・輸出を集計するとゼロとなる。これを、正の輸出 50、負の輸出 50 と分けて提示すれば取引実態の把握は可能であろうが、わざわざ「負の輸出」といった分かりにくい概念を持ち出さなくとも、購入分を A 国からの輸入に計上すればよい筈である。

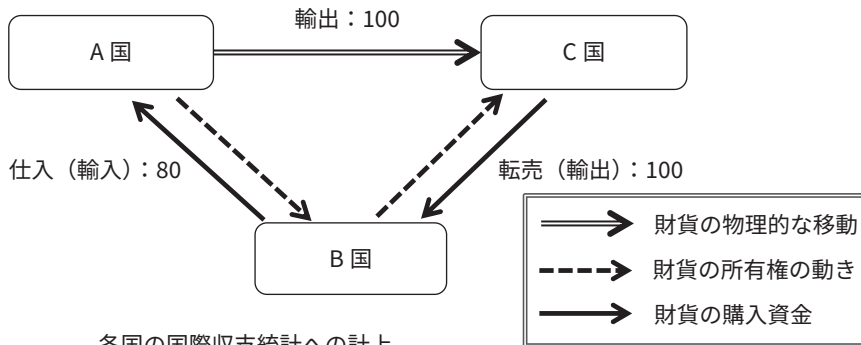
この点、AEG の議論では、仲介貿易取引は非常に活発に行われているため、仲介貿易財貨を財貨の輸出入にグロス計上すれば、一般財貨の動きが見え難くなってしまいうほか、データ・ユーザーが仲介貿易財貨と一般財貨を混同することで貿易に関して誤った解釈を行い、その結果データの信頼性が低下すること等を懸念する声が多かった¹⁹⁾。このため、仲介貿易の対象となる財貨の買い入れを輸入ではなく「負の輸出」とすることで、輸出サイドに事実上ネット計上することとしたと思われる（Notes 15 参照）。これにより、財貨の輸出入の計数が大きく膨らむことを回避しつつ所有権移転原則にも沿う形で仲介貿易を計上できるようにはなったが、「負の財貨の輸出」といった特殊な概念を導入するなど、いかにも「苦肉の策」の色彩が濃厚であり、上述のとおり、財貨の輸出が負となるケースの発生や国別計数の歪みといった問題を引き起こしている。AEG で呈された懸念も理解できなくはないが、これらに対しては、現在採られている裏技的なやり方ではなく、一般財貨と仲介貿易財貨を別項目としたうえで丁寧な解説を施すことで十分であったと思われる。

(3) 見直しの方向性（図表 8）

BPM5 改訂時の問題提起に立ち返って考えれば、仲介貿易については、一般財貨と同様に、対象となる財貨の購入を輸入に、転売を輸出にグロス計上するというシンプルな計上方法を採用すべきである。こうすることで、「負の財貨の輸出」や「負のサービスの輸出」といった統計概念上、理解が難しいデータが発生することを防ぐことが出来る。

また、国際分業等のグローバル化の実

図表8 見直し後の仲介貿易（イメージ）*



各国の国際収支統計への計上

	計上項目	計上額
A 国	一般財貨・輸出	100
B 国	財貨・仲介貿易財貨・輸入	80
	財貨・仲介貿易財貨・輸出	100
C 国	一般財貨・輸入	100

*筆者作成。

態把握に有益なデータを提供するとの観点では、仲介貿易について取引相手国別計数の作成を推奨すべきであろう。取引相手毎の仲介貿易データがあれば、対象財貨の購入・転売の動向を適切に把握できるため、部品等供給拠点や最終組み立て拠点の所在地、当該地域への経済効果等がよりの確に把握出来るようになると思われる。

4. おわりに

近年、経済のグローバル化が大きく進展する中、企業活動も世界的に拡大しており、様々な業種の企業が、原材料・部品等の調達、生産拠点、最終販売等をグローバルに展開している。そうした中で、自国内本社が調達・販売を行いつつ、対象となる財貨を自国内に持ち込むことなくグローバルな拠点間を移動させる事例も増えている。こうした活動は、マクロ経済的にも大きな意味を持つと考えられる²⁰⁾。こうした企業活動を把握するにあたり、仲介貿易のデータは重要な情報源となりうる。こうした点を踏まえると、本稿で指摘した問題を包含する現状の仲介貿易の計上方法はできるだけ早期に見直されるべきである。現状を放置すれば、企業のグローバルな活動の把握が難しくな

り、産業政策や規制の歪みといった深刻な結果を招きかねないことを認識すべきであろう。

IMFは2015年のBOPCOMにBPM6の改訂への着手を提案し、既に改訂に向けた検討がBOPCOMの場を中心に始まっている。これはBPM6が規定する仲介貿易の計上方法を見直す絶好の機会である。BOPCOMの場では、検討の前提としてBPM6改訂に関する主要な論点が一覧化されており、仲介貿易については「仲介貿易財貨を負の輸出とすることの正当性」が検討されることとされている（International Monetary Fund [2018] 参照）。2025年に予定されている次期マニュアル公表に向けた今後の検討の中で、本件についても議論のうえ一定の方向性が打ち出されることになる。グローバル化の適切な把握の重要性が増す中、仲介貿易について本稿で示した方向性に沿って計上方法が見直されることを期待したい。

[Notes]

1) 財貨が自国の国境を通過する場合には、通関手続きが行われるため原データの捕捉が比較的容易である。一方、仲介貿易の場合には、対象となる財貨は第三国間で移動するため統計作成国では通関手続きが発生しない。このため、仲介貿易の原データは、国内で仲介貿易取引を行っている企業（仲介貿易業者：merchant）を特定し、そ

- こから入手しなければならず、より難度が高い。国際収支統計作成に関する実務的事項を纏めた International Monetary Fund [2014] (BPM6 Compilation Guide) は、仲介貿易業者を特定する具体的な手段等を提示している。
- 2) 正式名称は、The Sixth Edition of the Balance of Payments and International Investment Position Manual。以下本稿では、国際収支マニュアルについて、「BPM + 版番号」(第6版であればBPM6)と表記する。
 - 3) 仲介貿易の扱いを含むBPM6の導入に伴うBOP等の対外セクター統計の見直しの全体像については、日本銀行国際局 [2013] を参照。
 - 4) 居住者Bが対象財貨の所有権を取得せず、AとBの取引を仲介する(多くは手数料を受領)場合は、仲介貿易ではなく仲介サービスの提供となる。
 - 5) こうした批判は、様々な場で提起されている。問題点を網羅的かつ簡潔に取り纏めたものとして、Takeda [2006], United Nations [2011] を参照。
 - 6) 所有権移転原則については、International Monetary Fund [1993] (BPM5) paragraph 13, 24, および同 [2009] (BPM6) paragraph 3.41-3.42 を参照。
 - 7) 他の例外としては、加工用財貨 (goods for processing) の扱いが挙げられる。BPM5では、加工用財貨(海外での加工を目的とする財貨の輸出入)について、財貨の所有権が移転するものと擬制して財貨の輸出入(貿易収支)に計上するとしていた (BPM5 paragraph 198)。もっとも、「加工用財貨」取引の実態は、所有権の移転を伴わない加工サービスであり、BPM6ではこうした実態と所有権移転原則の徹底等の観点から、同取引をサービスに計上替えした (BPM6 paragraph 10.62-10.64)。加工用財貨の扱いをめぐる経緯、経済的な影響については、萩野 [2012] を参照。
 - 8) BPM5は、仲介貿易において財貨の購入・転売が期跨りとなる場合に負の仲介貿易が計上されてしまうことを回避するため、こうした場合には、対象となる財貨を購入した期には仲介貿易(サービス収支)ではなく通常の財貨の輸入(貿易収支)を計上し、転売を行った時期には、仲介貿易の輸出(サービス収支)と、購入期の財貨の輸入への計上を打ち消すための財貨の負の輸入(貿易収支)を計上することを推奨している (BPM5 paragraph 213)。しかしながら、こうした計上方法を実現するためには、対象となる財貨に個別にフラグを立てて状況を管理しなければならず、実務上極めて困難である。このため、こうした計上方法を実現できていた国は殆どないと思われる。各国の状況については、Yamaguchi [2004] が言及している。また、仮にこの方式を採用したとしても、売買差損の発生や在庫積み上げに伴う負の仲介貿易の発生は回避することができない。
 - 9) Balance of Payments Technical Expert Group の略。BPM5改訂プロジェクトにおいて技術的論点を議論するために設けられた4つの統計専門家によるワーキング・グループ (Technical Expert Group: TEG) の一つ。BOPTTEGでは、その他のTEGで扱われた直接投資、外貨準備、通貨同盟以外のすべての案件の検討を行った。詳しくは、IMF website のBOPTTEGのページ (<https://www.imf.org/external/np/sta/bop/boptteg.htm>) を参照。
 - 10) 仲介貿易をグロス計上に変えた場合、非貨幣用金のディーリング取引がグロス計上されることで、財貨の輸出入の計上額が膨らんでしまい、通常の財貨の動きがこれらに埋没して分かり難くなるのが懸念された。このため、非貨幣用金の取引については、一般財貨、仲介貿易財貨とは別項目に整理することとされた(財貨の内訳項目として nonmonetary gold を新設)。
 - 11) 仲介貿易を財貨として輸出入にグロス計上する場合には、BPM5が推奨する計上方法とは異なり、計上項目や計上ベース(ネット計上かグロス計上か)が全ての国で整合的となるため、グローバルな観点から財貨やサービスがバランスしない(=世界計が概念上ゼロとまらない)といった事態は発生しない。もっとも、二国間の財貨(貿易収支)の不整合は残ってしまう。これを本文中の三国(A国:仲介貿易財貨の買入元, B:仲介貿易業者の所在国, C国:仲介貿易財貨の転売先)の取引に即して考えると、B国では仲介貿易財貨の輸出入をA国からの輸入、C国への輸出と正確に計上できるが、A国では対象財貨が転売先のC国向けの輸出として通関される一方、所有権の移転先(B国)を把握するのは困難なため、ほとんどのケースで、B国ではなくC国向け輸出として計上してしまうためである。C国についても、対象財貨はB国ではなくA国からの輸入として通関されるため、やはり殆どの場合においてB国ではなくA国からの輸入に計上されてしまう。このため、各国の国別貿易収支に不整合が発生する。こうした事態を解消するためには、A, C両国において仲介貿易のプレーヤーを特定し、対象財貨の所有権移転先、金額、取引時点を把握したうえで、通関データを修正することが必要になるが、実務上かなり困難と言わざるを得ない。
 - 12) IMF Committee on Balance of Payments Statistics。1992年に設立されたIMF統計局長の諮問機関。BOP等の対外部門統計に関する専門的事項を審議してIMF統計局長にアドバイスする役割を担う。主要国および国際機関の対外部門統計の専門家がメンバーとなり、IMF統計局が事務局機能を担っている。BOPCOMの詳細については、IMF website のBOPCOMのページ (<https://www.imf.org/external/bopage/bopindex.htm>) を参照。
 - 13) 議論の概要は、International Monetary Fund [2004a], [2004b], [2005], [2006] を参照。
 - 14) AEGは、1993SNA改訂に際して、SNAに関する事項を協議する国際機関の代表者によるワーキング・グループであるISWGNA (Intersecretariat Working Group on National Accounts) をサポートするために2002年に設立された。世界各国、国際機関の国民経済計算の専門家からなる会議体。1993SNAとBPM5は同時期に改訂されており、両統計間の整合性の確保が重視された。このため、GDP等に直接影響する経常収支に関連する事項を中心に、AEGの場においてBOPサイドとSNAサイドとの調整が図られた。

- 15) 議論の過程では、「仲介貿易を一般財貨と同様に計上する扱いをとることで、財貨（貿易収支）の輸出入が大きく増大し、一般財貨の動きが埋没して見えなくなる」ことを懸念する声が多く聞かれた。AEGが仲介貿易財貨の買入れを輸入ではなく、「負の輸出」とした背景にも、こうした配慮・妥協があったと思われる。買入れを負の輸出とすることで、財貨の輸入側は仲介貿易の影響を受けないほか、輸出サイドに計上する計数も、グロス計上の建前をとるとしても、世界計に集計されるのは輸出入の差額のみとなり、輸出側を増大させるインパクトもさほど大きくならないと考えられたものと思われる。AEGでの議論のポイントは、International Monetary Fund [2006] に付されている“Background Information—Merchanting”を参照。
- 16) 例えば、脚注11で解説した財貨の輸出入の二国間データの不整合の問題は、概念ではなく実務上の制約から生じるものである。
- 17) 上述の通り、BPM6では仲介貿易財貨を正（転売）または負（購入）の輸出として輸出側に計上する（輸入には何も計上しない）。
- 18) 日本のBOPは2014年1月分からBPM6ベースに移行したが、その下での「仲介貿易財貨のネット輸出額」への計上額（月次）を見ると、2019年2月までの5年強（62か月）の間に、負の値を8回計上している（因みに、8回中4回が年度替わりの4月）。
- 19) 2018年（速報ベース）の日本の仲介貿易取引の規模は、輸出が22.4兆円、負の輸出（輸入）が21.4兆円。一般財貨については、輸出が79.5兆円、輸入が79.9兆円。
- 20) 仲介貿易は、とくに対外的に開放的な小国経済に大きな影響を及ぼしている。例えばスウェーデンの2016年の仲介貿易黒字は、GDPの1.8%、経常収支黒字の40%に達している（Fard, Liv Hakimi, Kahre, Sofia and Sandstrom, Maria [2017]）。その他、小国開放経済への仲介貿易の影響に関する実証分析について、Beusch, Elizabeth, Dobeli, Barbara, Fischer, Andreas M. and Yesin, Pinar [2013] などがある。
- [参考文献]
- 日本銀行国際局 [2013], 「国際収支関連統計の見直しについて」 http://www.boj.or.jp/research/brp/ron_2013/data/ron131008a.pdf
- 萩野寛 [2012], 「加工用財貨の計上方法変更とグローバル生産ネットワークの統計的把握—国際的議論の経緯と今後の課題—」 統計学第102号 <http://www.jses.jp/wp-content/uploads/Toukeigaku/journal/102toukeigaku/hagino.pdf>
- Bank of Japan [2004], “Merchanting”, BOPTTEG Issues Paper #16, Meeting of the Balance of Payments Technical Expert Group (May 2004), <https://www.imf.org/External/NP/sta/bop/pdf/boptteg16.pdf>
- Beusch, Elizabeth, Dobeli, Barbara, Fischer, Andreas M. and Yesin, Pinar [2013], Merchanting and Current Account Balance. The World Economy Fard, Liv Hakimi, Kahre, Sofia and Sandstrom, Maria [2017], Merchanting and Multinational Enterprises — Important Explanations for Sweden’s Current Account Surplus, Sveriges Riksbank, Staff Memo https://www.riksbank.se/globalassets/media/rapporter/staff-memo/engelska/2017/staff_memo_170411_eng.pdf
- International Monetary Fund [1993], The Fifth edition of Balance of Payments Manual (BPM5) <https://www.imf.org/external/pubs/ft/bop/2007/pdf/bpm6.pdf>
- [2004a], Summary Conclusions of the First BOPTTEG Meeting, June 22-24, 2004, <https://www.imf.org/external/np/sta/bop/2004/062204.pdf>
- [2004b], Summary Conclusions of the Second BOPTTEG Meeting, November 29 - December 2, 2004 <https://www.imf.org/external/np/sta/bop/2004/112904.pdf>
- [2005], Summary of the Outcomes of the Committee’s Discussion, <https://www.imf.org/external/pubs/ft/bop/2005/summary.pdf>
- [2006], BPM5 Update: Goods for Processing and Merchanting (BOPCOM/06-31), <https://www.imf.org/external/pubs/ft/bop/2006/06-31.pdf>
- [2009], The Sixth edition of Balance of Payments and International Investment Position Manual (BPM6) <https://www.imf.org/external/pubs/ft/bop/2007/pdf/bpm6.pdf>
- [2014], Balance of Payments and International Investment Position Compilation Guide (BPM6 CG) <https://www.imf.org/external/pubs/ft/bop/2007/bop6comp.htm>
- [2015a], Process and Timeline for Updating BPM6 (BOPCOM-15/16) <https://www.imf.org/external/pubs/ft/bop/2015/pdf/15-16.pdf>
- [2015b], Summary of the Outcomes of the Committee’s Discussions (BOPCOM-15/26) <https://www.imf.org/external/pubs/ft/bop/2015/pdf/15-06.pdf>
- [2018], Research Agenda for External Sector Statistics (BOPCOM 18/12) <https://www.imf.org/external/pubs/ft/bop/2018/pdf/18-12.pdf>
- Takeda, Hidetoshi [2004], “Merchanting”, BOPTTEG Issues Paper #16A, Meeting of the Balance of Payments Technical Expert Group (October 2004), <https://www.imf.org/External/NP/sta/bop/pdf/boptteg16a.pdf>
- [2005], “Merchanting: Some Numerical Examples of the Present and Proposed Treatments”, BOPTTEG Issues Paper #16B, Meeting of the Balance of Payments Technical Expert Group (May 2005), <https://www.imf.org/External/NP/sta/bop/pdf/boptteg16b.pdf>
- [2006], “Merchanting”, AEG Issues Paper #41, Fourth meeting of the Advisory Expert Group on

National Accounts <https://unstats.un.org/unsd/nationalaccount/aeg/papers/m4Merchanting.PDF>
United Nations [2011], The Impact of Globalization on National Accounts, United Nations Economic Commission for Europe <https://unstats.un.org/unsd/EconStatKB/KnowledgebaseArticle10340.aspx>

Yamaguchi, Eika [2004], “The treatment of Merchanting in balance of payments statistics”, the paper for the OECD International Trade Statistics Meeting (ITS) and OECD-Eurostat Meeting of Experts in Trade-in-Services Statistics (TIS) <http://www.oecd.org/sdd/its/31540095.pdf>